

「岡山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案」 の概要について

1. 岡山市旅館業法施行条例の位置付け

旅館業法及び旅館業法施行令において、構造設備の基準や衛生上必要な措置の基準等、地域の実状に合わせて規制の内容等を条例で定めることとしています。なお、国は地方公共団体に対する技術的助言として「旅館業における衛生等管理要領」を示しています。

2. 旅館業法等の改正について

旅館業法の一部を改正する法律が平成 29 年 12 月 15 日付で公布され、それに伴い、関係政省令等が改正されました。

【法改正の趣旨】

旅館業の健全な発達を図り、公衆衛生及び国民生活の向上に寄与するためにホテル営業及び旅館営業の営業種別を旅館・ホテル営業へ統合して規制緩和を図るとともに、無許可営業者に対する都道府県知事等による報告徴収及び立入検査等の創設及び罰金の上限額の引き上げ等の措置を講ずるものです。

【改正の概要】

○旅館業法

「ホテル営業」及び「旅館営業」の営業種別を「旅館・ホテル営業」へ統合。

○旅館業法施行令

構造設備の基準の見直し等

○旅館業における衛生等管理要領

構造設備の基準、衛生上必要な措置の基準の規制について見直しを行い、公衆衛生等の観点から根拠を明確に説明しうる必要最低限とした。

3. 岡山市旅館業法施行条例の改正

旅館業法等の改正を踏まえ、岡山市旅館業法施行条例について別紙案のとおり改正を行います。

○営業種別の統合

ホテル営業及び旅館営業の営業種別の統合に伴い、ホテル営業の構造設備の基準を旅館営業の基準と統合します。

○規制の見直し

営業施設の構造設備の基準、衛生上必要な措置の基準等を規定した条項について、旅館業法等の改正内容を踏まえて基準の見直しを行います。